

勤労市民の皆様へ

生活資金貸付のお知らせ

川崎市勤労者生活資金貸付制度

申込資格

- ① 市内に1年以上在住し、同一事業所に引き続き1年以上勤務している勤労者
- ② 市内の同一事業所に引き続き1年以上勤務している勤労者
- ③ 3年以上前から、引き続き同一事業を行い、労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする市内在住者（確定申告を3年間行っている方）

※③に該当しない事業主及び公務員は除きます。
※返済能力等について中央労働金庫の審査があります。

使途

- ① 本人又は親族の冠婚葬祭費
- ② 本人又は同居家族の医療費（出産費用含む）
- ③ 子供の高校・大学等の教育費
- ④ 耐久消費財の購入費
- ⑤ 旅行・余暇活動等の費用
- ⑥ 自己研修及び職業能力開発に要する費用
- ⑦ 育児・介護休業に要する費用
- ⑧ 住宅の増改築・修繕費用
- ⑨ 賃金の遅配・欠配時の生活費用

※福祉車両の購入を除く④及び⑥は年収700万円以上の方はご利用いただけません。
※借入金の借り換え（③を除く）及び事業資金にはご利用いただけません。

貸付額

10万円～150万円（1万円単位）

※自動車購入費を含む耐久消費財の購入費、旅行・余暇活動等の費用：10万円～100万円（1万円単位）

※住宅の増改築・修繕費用、福祉車両購入費用：10万円～300万円（1万円単位）

返済期間

10年以内

返済方法

元利均等割賦返済

貸付金利

① 年2.3%

本人又は親族の冠婚葬祭費、本人又は同居家族の医療費（出産費用含む）、耐久消費財の購入費（自動車以外）、旅行・余暇活動等の費用、自己研修及び職業能力開発に要する費用

② 年1.1%

子供の高校・大学等の教育費、自動車購入費、住宅の増改築・修繕費用、賃金の遅配・欠配時の生活費用

③ 年1.0%

育児・介護休業に要する費用

※別に保証料がかかります。

※半年ごとに金利の見直しを行います。

その他

申し込み多数により貸付総額に達した場合は、貸付を停止します。

【お問い合わせ・ご相談】中央労働金庫 神奈川県内各支店（市内支店の地図：裏面参照）

川崎支店 044-200-4321

中原支店 044-733-0161

（所管 川崎市経済労働局労働・人材支援部 044-200-2271）

【中央労働金庫 市内各支店の案内図】

